次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［1　略］ 2　特定小電力無線局	［1　同左］ 2　［同左］

周波数	指定周波数帯
［略］	［略］
433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで（注１） 433.05MHzから434.79MHzまで（注２）
［略］	［略］

周波数	指定周波数帯
［同左］	［同左］
433.92MHz	433.67MHzから434.17MHzまで（注１） 433.795MHzから434.045MHzまで（注２）
［同左］	［同左］

改正後	改正前
注 １　［略］ ２　施行規則第６条第４項第２号(4)に規定する特定小電力無線局に限る。 ［3・4　略］ ［3～6　略］	注 １　［同左］ ２　設備規則第四十九条の十四第五号ロに規定する特定小電力無線局に限る。 ［3・4　同左］ ［3～6　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省告示第二百七十号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、令和八年八月一日から令和九年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは休業給付又は令和八年八月から令和九年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

令和八年七月二十四日

厚生労働大臣　上野賢一郎

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額
二十歳未満	五、六八二円	一四、四五〇円
二十歳以上二十五歳未満	六、二二一円	一四、四五〇円
二十五歳以上三十歳未満	六、八五二円	一六、四八六円
三十歳以上三十五歳未満	七、一四六円	二〇、四九九円
三十五歳以上四十歳未満	七、四二〇円	二二、三九九円
四十歳以上四十五歳未満	七、七二七円	二四、八二七円
四十五歳以上五十歳未満	七、八三三円	二五、七四六円
五十歳以上五十五歳未満	七、七七八円	二六、二六四円
五十五歳以上六十歳未満	七、四六七円	二七、〇五三円
六十歳以上六十五歳未満	六、五〇九円	二三、三六四円
六十五歳以上七十歳未満	四、三五〇円	一七、七〇九円
七十歳以上	四、三五〇円	一四、四五〇円

○厚生労働省告示第二百七十一号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条第二項及び第三項の規定に基づき、令和八年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）を四千三百五十円に変更する。ただし、適用日前の期間に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料、複数事業労働者休業給付、複数事業労働者障害一時金、複数事業労働者障害年金差額一時金、複数事業労働者障害年金前払一時金、複数事業労働者遺族一時金、複数事業労働者遺族年金前払一時